



大和アセットマネジメント

N I S A

NISA(ニーサ)とは?

- ✓ 消費税増税など、暮らしのお金が気にかかる
- ✔なるべく節約したいけれど、切りつめるだけでは味気ない
- ✓ 今のままでは、将来の飛躍的な収入アップは期待できない
- ▼年金は今後減額されないか心配

なにか、資産を増やすきっかけがあればいいのに・・・



そんなあなたにおススメします!

国が、資産づくりの手助けとして非課税制度を導入!

各種NISAを利用することで、売却益等の課税が免除されます。

NISA 口座



つみたて NISA 口座

税率

0%

NISAなら 税金**がかからない**のね!



課税口座*1

税率20.315%*2

- *1 課税口座(一般口座や特定口座)では、上場株式等の譲渡益および分配金・配当金に対して、所得税約20%が課税されます。
- *2 2013年1月から2037年12月末までの25年間は、 東日本大震災からの復興のために、復興特別 所得税0.315%が上乗せされます。



暮らしのなかの"NISA"

"NISA"は、人生のさまざまな場面で活用できます。

0~19歳 ◎教育資金づくり • • • ◎投資の学習





60代~ ○資産を 「使いながら運用」・ ・・ ・②生前贈与で子どもの 資産形成を手助け



NISA制度一覧

各種NISAは、少額からでも無理せず始められる資産形成のための制度です。

		つみたてNISA [<わしくは11ページ~]	NISA [くわしくは3ページ~]	ジュニアNISA [<わしくは7ページ〜]		
年 齢 制	則 限	20歳以上*1	20歳以上*1	0~19歳*²		
非課税期間		最長20年間	最長5年間	最長5年間		
			5年間の非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用して、 非課税期間を延長することが可能。 (口座を開設できるのは2023年まで)			
		つみたてNIS 同一年の		 ・ジュニアNISAの口座開設 期間終了後は、継続管理 勘定に資産を移管すること で、18歳になるまで非課税 で継続保有できる。 ・20歳以降*³はNISA(2024年 ~2028年は新NISA)へ移管 できる。 (つみたてNISAへの移管は できない。) 		
運用商品		長期の積立·分散投資 に適した一定の商品	公募株式投資信託・上場株式・上場REITなど (預貯金・債券は不可)			
運用商品の変更		売却時に非課税枠(購入時に使用した非課税枠)が消滅				
お金の引出し		いつでも可能		18歳になるまで原則不可		
投資上限額	年 間	40万円	120万円	80万円		
汉 貝上 恢	累積	20年間で800万円	5年間で600万円	5年間で400万円		
口座管理手数料		なし	運用商品や金融機関によっては 口座管理手数料がかかる場合があります			

賢い資産形成のために 自分にぴったりな制度を 活用していきたいね!



"NISA"は運用益が 非課税になるのが共通のメリットだね。 でも、運用期間やお金を引き出せる条件が 制度によって異なるから 目的に合わせて選ぶ必要があるね。

※2019年度税制改正に伴い、2023年以後は次のとおり変更となります。*1:18歳以上 *2:0~17歳 *3:18歳以降

- ※当資料中において、上場株式を「株式」、公募株式投資信託を「投資信託」または「ファンド」と表記する場合があります。
- ※同一年において「つみたてNISA」と「NISA」の併用を行なうことはできず、年ごとに選択することとなります。
- ※「NISA」および「ジュニアNISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管する場合、年末時点の時価が移管先の非課税枠(NISA口座は年間120万円、ジュニアNISA口座は年間80万円)を超えていても、全額移管できます。
- ※2020年度税制改正に伴い、NISAの口座開設期間終了後、2024年~2028年において「新NISA」の口座開設が可能となる予定です。



NISAを活用しよう①

NISAの概要

NISA(ニーサ、少額投資非課税制度)は、一般の投資家が少額からの投資による資産形成をしやすくする目的で、2014年1月からスタートした制度です。

非課税対象

譲渡益および配当金・分配金

対象商品

- ●公募株式投資信託
- ●上場株式 など

対象年齢

20歳以上*

非課税期間

最長5年間

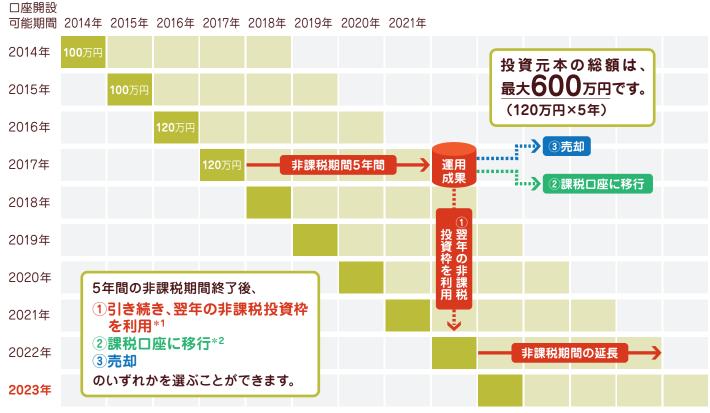
投資上限額

年間120万円

※2015年以前は年間100万円

- ※非課税額は、投資残高ではなく、 実際に投資した金額(購入時 手数料などは除く)で計算します。
- *2019年度税制改正に伴い、 2023年以後は18歳以上に変更 となります。

NISAのイメージ



2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年

- *1 「NISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管する場合、年末時点の時価が移管先の非課税枠 (NISA口座は年間120万円)を超えていても、全額移管できます。
- *2 課税口座(一般口座や特定口座)に移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算が 行なわれます。
- ※2020年度税制改正に伴い、NISAの口座開設期間終了後、2024年~2028年において「新NISA」の口座開設が可能となる予定です。

制度の非課税対象



*2015年以前の上限は、年間100万円。

主な対象商品

上場株式

国債、社債

公募株式投資信託

公社債投資信託

上場REIT (不動産投資信託)

預貯金

※全ての金融商品を示したものではありません。

※左記の分配金には、投資信託の元本払戻金(特別分配金)は含まれません。

NISA Q&A



(90

誰でも利用できますか?



Q2

20歳以上*なら、家族みんなで NISA口座を開設できるんですね。



NISA口座を開設する年の1月1日時点で 日本にお住まいの20歳以上*の方であれば、1人1口座に限り、原則どなたでも ご利用できます。





A2

はい。ただし家族間で非課税枠を融通することはできませんのでご注意ください。

また、1年ごとに金融機関を変更できます。 ただし、その年の非課税枠を既に1円でも 利用している場合、その年の分については 金融機関を変更することはできません。

^{*2019}年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。



▸ NISAを活用しよう 2



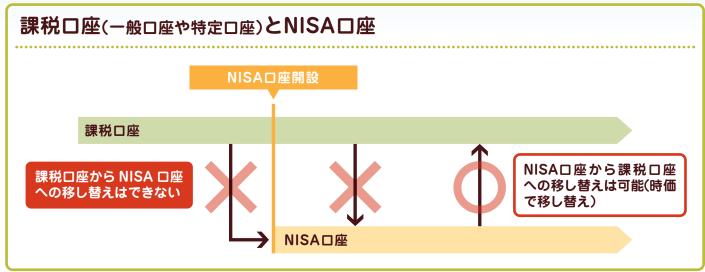
Q3

課税口座で持っている投資 信託をNISA口座に移すことは できますか?



既に保有している商品をNISA口座に移すことはできません。非課税の対象は、NISA口座で新たに投資した株式や投資信託などです。







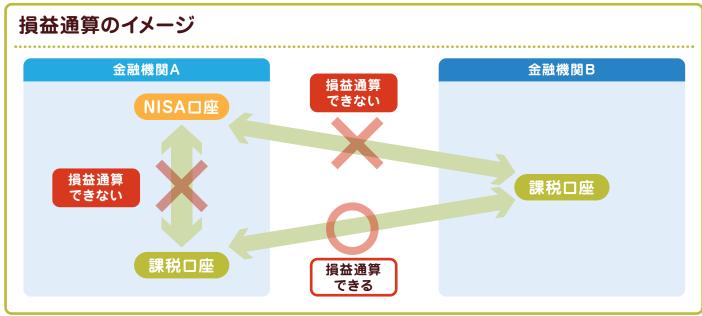
Q4

NISA口座での利益や損失は、他の口座の損益と相殺できますか?



NISA口座での売却などによる損益は、 NISA口座以外で生じた損益と相殺 (損益通算)することはできません。





※税制上、NISA口座での売却などによる損失はないものとみなされます。



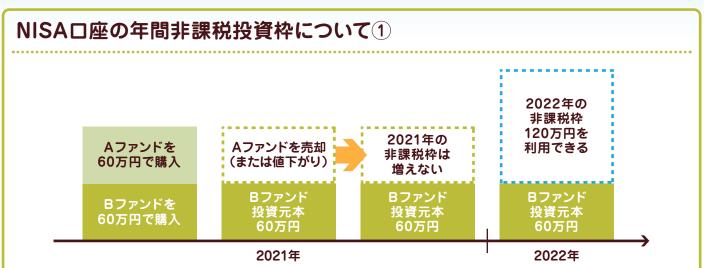
Q5

NISA口座のファンドを売却して、 他のファンドを買い直すことは できますか?



非課税期間内に売却することはできますが、その分の非課税枠を再利用することはできません。また、ファンドが値下がりした場合でも非課税枠は復活しないため、買い直すことはできません。







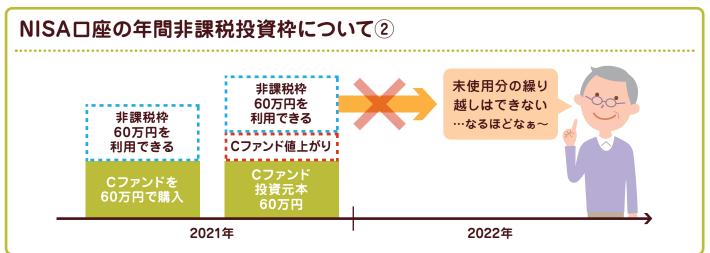
(26

NISA口座のファンドが 値上がりしたら、非課税枠は 減りますか?



値上がりしても、非課税枠は減りません。 ただし、使わなかった非課税枠を翌年に 繰り越すことはできません。





上場株式の 配当金等について NISA口座で投資した上場株式の配当金等について、非課税の適用を受けるためには、配当の受取方法として、「配当を当該金融機関の口座で受領する方法(株式数比例配分方式)」を選択している必要があります。



ジュニアNISAを活用しよう ①

ジュニアNISAの概要

ジュニアNISAは、2016年から導入された「子どものための少額投資非課税制度」です。

非課税対象

譲渡益および配当金・分配金

対象年齢

0~19歳*

投資上限額

年間80万円

対象商品

- 公募株式投資信託
- 上場株式 など

非課税期間

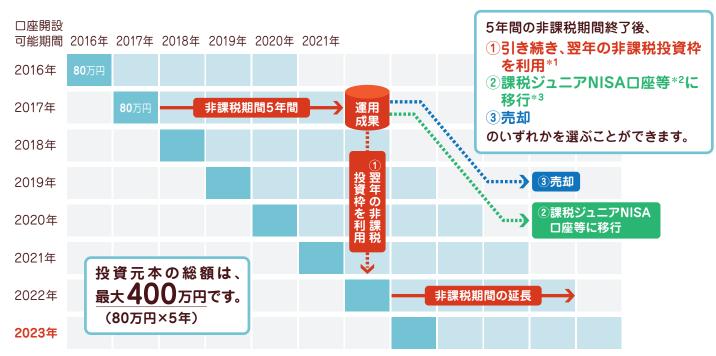
最長5年間

※非課税額は、投資残高ではなく、 実際に投資した金額(購入時 手数料などは除く)で計算します。

- *親・祖父母等が拠出した資金で、親権者等が子どものために代理して運用を行なうことができます。
- *2019年度税制改正に伴い、2023年度以後は0~17歳に変更となります。

注意点 18歳まで払出しが制限されます。途中解約・途中で払出す場合、原則として、過去の利益に対して課税されます。 くわしくは9~10ページをご参照ください。

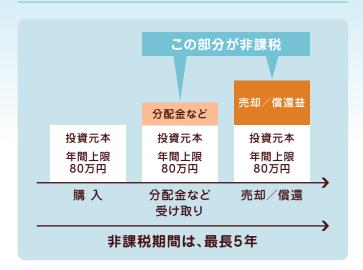
ジュニアNISAのイメージ



2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年

- ※2024年以降は、毎年、「非課税で保有できる期間」が満了したもの等について継続管理勘定に移管し、18歳になるまで非課税のまま継続保有する ことができます。くわしくは9~10ページをご参照ください。
- *1「ジュニアNISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管する場合、年末時点の時価が移管先の非課税枠 (ジュニアNISA口座は年間80万円)を超えていても、全額移管できます。
- *2 金融機関によって名称が異なる場合があります。税法上は「課税未成年者口座」と規定されています。くわしくは9~10ページをご参照ください。
- *3 課税口座(一般口座や特定口座)に移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算が 行なわれます。
- ※ジュニアNISAにおける新規投資は、2023年末で終了となります。

制度の非課税対象



主な対象商品

上場株式

国債、社債

公募株式投資信託

公社債投資信託

上場REIT (不動産投資信託)

預貯金

※全ての金融商品を示したものではありません。※左記の分配金には、投資信託の元本払戻金(特別分配金)は含まれません。

ジュニアNISA Q&A



Q0

年齢制限はありますか?



2021年については、日本にお住まいの2001年1月 以降生まれの方であれば、1人1口座に限り、原則 どなたでもご利用できます。





Q2

子ども本人が 運用することは できますか?



原則として、ジュニアNISA口座の開設や運用・資金管理は、 親権者等の方が代理で行ないます。また、家族間で非課税枠 を融通することはできませんので、ご注意ください。

なお、ジュニアNISAでは既に開設したジュニアNISA口座を 廃止しない限り、金融機関の変更はできません。





Q3

たとえば、どの ようなときに 活用できますか?



ジュニアNISAは、3世代にわたって以下のように有効活用できます。

祖父母世代

子·孫世代へ相続税対策として 非課税で贈与(年間110万円) を行ない、その資金をもとに ジュニアNISAで非課税投資

父母世代

子どもの将来の教育資金づくりに

子・孫世代

早いうちから投資教育を行なうきっかけとして



※ジュニアNISAは、課税口座(一般口座や特定口座)への保有商品の移管や損益通算に関して、NISAと同様の規定が適用されます。 くわしくは5ページをご参照ください。



ジュニアNISAを活用しよう2



Q4

ジュニアNISAの「払出し 制限」や「課税ジュニア NISA口座」って何ですか?



18歳になるまでは、原則としてジュニアNISAからお金を引出すことはできません(払出し制限)。課税ジュニアNISA口座は、ジュニアNISA口座で保有する投資信託の分配金や売却代金等を管理するための口座です。



18歳まで払出しに制限

- 3月31日時点で18歳である年の前年末(例: 高校3年生の12月末)まで、ジュニアNISA口座 からの払出しはできません。
- ●2023年末までに途中で払出す場合、過去の 利益全てに対して課税されます。
- 炎害等のやむを得ない場合には、非課税で 払出すことができます。

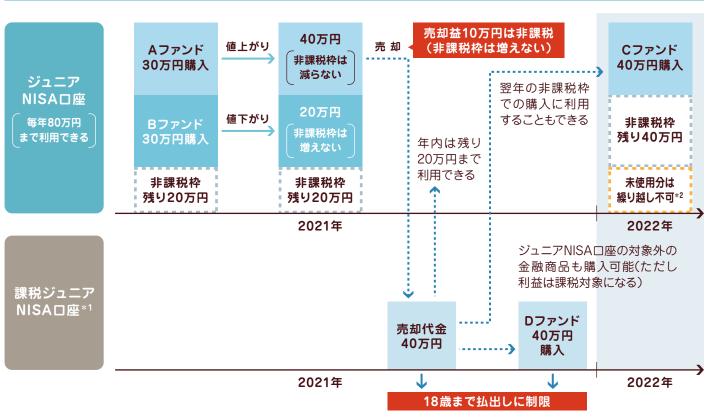
18歳 20歳 払出し制限あり 払出し制限なし NISA口座へ移行* ジュニアNISA口座

*20歳(2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳に変更となります)になった年の翌年に、NISA口座が自動的に開設されます。

NISA口座内では、「NISA」または「つみたてNISA」のどちらか一方を選択できます。

*2020年度税制改正により、2024年1月以後は途中払出しを行なっても課税は行なわれない(非課税で払出せる)こととなりました。ただし、2024年1月以後も 「18歳までの払出し制限」自体は残り、18歳までに払出す場合は、ジュニアNISA口座自体を解約し、全額払出すこととなります(一部の払出しはできません)。

ジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座

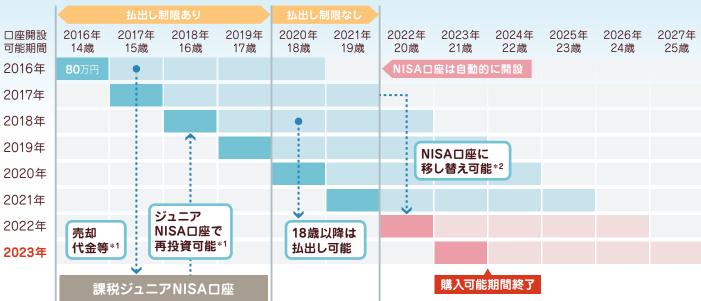


- *1 課税ジュニアNISA口座は、ジュニアNISA口座と同時に開設することになります。
- *2 くわしくは6ページをご参照ください。

上場株式の 配当金等について ジュニアNISA口座で投資した上場株式の配当金等について、非課税の適用を受けるためには、配当の受取方法として、「配当を当該金融機関の口座で受領する方法(株式数比例配分方式)」を選択している必要があります。



2022年1月1日までに20歳になる場合の例

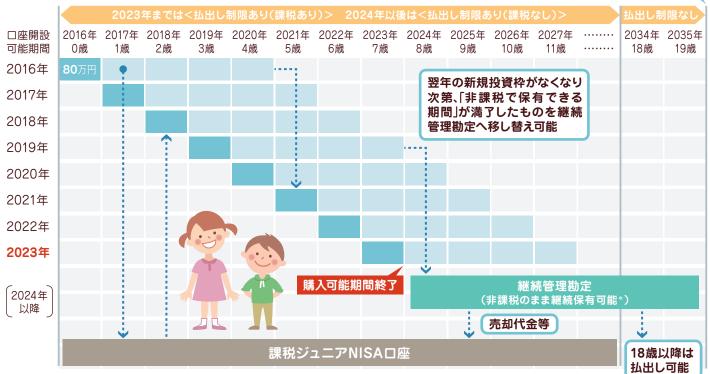


- *1 ジュニアNISA口座内の投資信託等を、売却せず課税ジュニアNISA口座に移すこともできます。 反対に、課税ジュニアNISA口座内の投資信託等を、ジュニアNISA口座に移すことはできません。
- *2 ジュニアNISA口座内の投資信託等は、「NISA」へ移し替えられます。「つみたてNISA」に移すことはできません。



20歳になる前にジュニアNISAが終了する場合の例

一般口座や特定口座へ移し替え



*継続保有や途中売却は可能ですが、新規投資はできません。



つみたてNISAを活用しよう

つみたてNISAの概要

2018年1月より「つみたてNISA」が始まりました。つみたてNISAは、少額からの長期の積立・分散投資を目的に作られた制度です。ただし、同一年において「NISA」との併用はできません。

※NISA口座において、「NISA」か「つみたてNISA」かいずれかを年単位で選択することになります。

非課税対象

譲渡益および 配当金・分配金

対象商品

長期の積立·分散投資 に適した一定の商品

対象年齢

20歳以上*

非課税期間

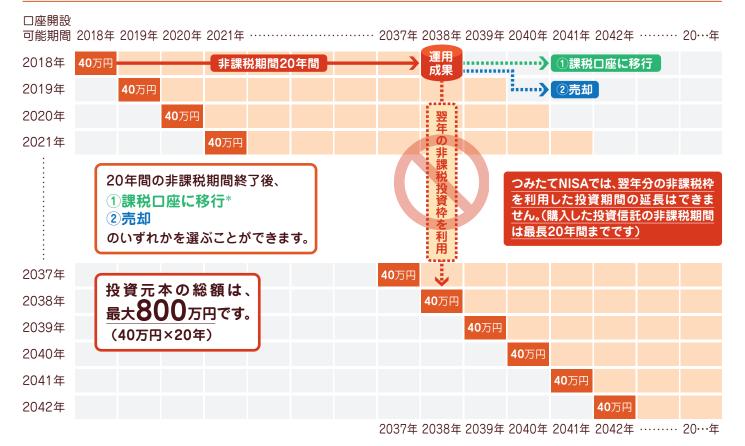
最長20年間



※非課税額は、投資残高ではなく、実際に投資した金額(購入時手数料などは除く)で計算します。 *2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。

つみたてNISAのイメージ

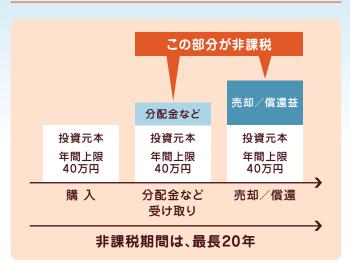




*課税口座(一般口座や特定口座)に移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。その後は<u>新しい取得価額に基づいて、損益の計算が</u> 行なわれます。

^{※2020}年度税制改正により、つみたてNISAの口座開設可能期間が2042年まで5年間延長されました。

制度の非課税対象



※上記の分配金には、投資信託の元本払戻金(特別分配金)は含まれません。

主な対象商品

公募株式投資信託やETF(上場投資信託)のうち、長期・ 積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象となります。 つまり、コストが低く、分配金を出さず複利効果を活用 して効率的に資産形成ができる商品に限定されています。

信託期間が 無期限または 20年以上 対象商品については 金融庁ウェブサイト に公表されます。

購入時手数料がゼロ*

運用管理費用が 低水準

複雑な 商品設計 分配頻度が 毎月



*つみたてNISAの対象商品となるETFには、通常、購入時手数料がかかります。

つみたてNISA Q&A



Q0

NISAを利用している のですが、新しくつみ たてNISAを利用する ことはできますか?



できます。ただし、「NISA」と「つみたてNISA」の併用は、同一年ではできません。1年ごとの選択になります。 その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、 その年の分については切り替えることはできません。 なお、つみたてNISAでは1年ごとに金融機関を変更 できます。ただし、その年の非課税枠を既に1円でも 利用している場合、その年の分については金融機関 を変更することはできません。





Q2

つみたてNISAは、どんな商品 をどうやって買い付けるの?



購入する投資信託を決めた上で、「1カ月に1度」 といったように、定期的に一定金額で買い付けを 行ないます。





※つみたてNISAは、課税口座(一般口座や特定口座)への保有商品の移管や損益通算に関して、NISAと同様の規定が適用されます。くわしくは5ページをご参照ください。



₹積立投資の魅力

少額から資産形成が可能

手元にまとまった資金がなくても、少額から気軽に投資を始めることができます。

時間分散することで平均購入価格を引き下げることも可能

例→手元に12,000円あります。りんごを毎月、定量、定額で購入した場合、そして一括で購入した場合を 考えてみましょう。

[前提条件] ●りんごの現在の値段は100円です。

●りんごの値段は1ヵ月後150円、2ヵ月後50円、3ヵ月後100円で推移すると仮定します。

	現在	1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後	合計
りんごの値段	100円	150円	50円	100円	_
定量購入 Aさん	30個 3,000円	30個 4,500円	30個 1,500円	30個 3,000円	120個 12,000円 (平均購入価格:100円)
定額購入 Bさん	30個 3,000円	20個 3,000円	60個 3,000円	30個 3,000円	140個 12,000円
	価格が高い	(平均購入価格: <u>85.7</u> 円)			
一括購入 Cさん	120個 12,000円	_	_	_	120個 12,000円 (平均購入価格:100円)



相場が悪くても、損益がプラスになることも

例 投資信託を毎月1万円ずつ購入した場合と一括購入した場合を考えて みましょう。

		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目
基準価額		10,000円	9 000Ш	基準価額が低いときには買付口数が多くなります			
			8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	5,000円
積	投資額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
積立投資	口数	1.00□	1.25□	1.67□	2.50□	5.00□	2.00□
資	評価額	10,000円	18,000円	23,500円	25,667円	22,833円	67,083円
一括投資	投資額	60,000円	_	_	_	_	_
	口 数	6.00□	-	_	_	_	_
資	評価額	60,000円	48,000円	36,000円	24,000円	12,000円	30,000円

積立投資は、価格が高いときには少なく、価格が安いときにはたくさん購入するシステムです。 売買のタイミングがわからないときに有効な手段です。

投資金額:60,000円 平均購入価格:4,472円 損益率:+11.8%

投資金額:60,000円 平均購入価格:10,000円 損益率:▲50.0%

※上記はイメージです。※上段は積立投資を活用することで、平均購入価格が安定することを示した事例です。下段は積立投資を活用することで、平均購入価格が安定し損益がプラスになることを示した事例です。必ずしもすべての事例に当てはまるものではありません。※上記は大和アセットマネジメントが試算したものです。税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。相場が継続して上昇し続ける場合等、一括投資の方が有利な場合があります。



過去の事例を見てみよう

日経平均株価を過去の4局面で2通りの投資をした場合の比較

(1980年1月末~2020年10月末)積立回数100回=投資期間8年4カ月





バブルのピーク ('89/12)から現在まで 毎月末3万円ずつ 積立投資を 続けたとしたら・・・
 '89/12~'20/10

 投資額
 現在評価額

 1,113
 → 1,742

 万円
 万円

上記は日経平均株価の過去の4局面で2通りの投資をしたものと仮定したシミュレーションです。将来の成果をお約束するものではないことにご留意ください。

「投資期間」:積立回数100回=投資期間8年4カ月(100カ月)

「積立投資」: 毎月末3万円ずつ

「一括購入」: 期初全額

※上記は大和アセットマネジメントが試算したものであり、税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※四捨五入の関係等で数値が一致しない場合があります。

※日経平均株価の数値は小数点以下を切り捨てています。

(出所)ブルームバーグ



外貨建資産(為替ヘッジあり)に投資する場合の留意点

- ●外国の株式など外貨建資産には為替リスクがあり、例えば米国の株式の場合、 株価変動とは別に米ドル・円の為替レートが円高・米ドル安の方向に変動すると 為替差損が発生します。しかし、長期積立投資を行なえば円高時には買付 口数が多く購入できることで、購入コストの引き下げや、円安になった場合の 為替差益の獲得も期待できます。
- ●一方、為替へッジを行なうファンドでは、円高になった場合の損失リスクを低減できます。しかし、為替へッジにはコストがかかることがあります。為替へッジを行なうファンドへの投資をご検討される場合、長期の投資期間にわたって為替へッジのコストを負担し続けるマイナス面も考慮することが重要です。

長い目でじっくりと投資することが大切なんだね!



投資信託のご購入に際し、 お客さまにご理解いただきたいこと

お客さまが投資信託をご購入する際には、以下の2つの注意点を十分ご理解いただいた上で、当該投資信託の「投資信託説明書 (交付目論見書)」を必ずご覧いただき、ご自身の判断で投資に関する最終決定をなさるようお願いいたします。

注意点(1) お客さまにご負担いただく費用について(消費税率10%の場合)

	種類	料率	費用の内容	ご負担いただく費用金額のイメージ (金額は左記の料率の上限で計算しています)	
直接的に ご 負 担 いただく 費 用	購入時手数料	0~3.3% (税込)	購入時の商品説明または商品 情報の提供、投資情報の提供、 取引執行等の対価です。	基準価額10,000円の時に100万口 を購入される場合、最大33,000円を ご負担いただきます。	
	信託財産留保額	0~0.5%	換金に伴い必要となる費用等 を賄うため、換金代金から控除 され、信託財産に繰入れられ ます。	基準価額10,000円の時に100万口を 換金される場合、最大5,000円をご負担 いただきます。	
信託財産で 間接的に ご 負 担 いただく 費 用	運用管理費用 (信託報酬)	年率 0~1.98% (税込)	投資信託の運用·管理費用として、販売会社、委託会社、委託会社の三者が、信託財産の中から受け取る報酬です。	基準価額10,000円の時に100万口を 保有される場合、最大1日あたり約55円 をご負担いただきます。	
	その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、 資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。(その他の費用・ 手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことが できません)			

※費用の種類や料率等は販売会社や個々の投資信託によって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的な投資信託の料率を表示しております。ファンド・オブ・ファンズでは、ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。また投資信託によっては、運用実績に応じた報酬や換金手数料をご負担いただく場合があります。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託により異なりますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。また、詳細につきましては「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

注意点2 投資信託のリスクについて -

投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託が投資する有価証券等によりリスクの要因は異なりますので、お申込みにあたっては、投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

■当資料のお取扱いにおけるご注意

- ■当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。
- ■当資料は資料作成時点の情報に基づき、NISA制度について説明したものであり、将来の税制改正等により変更となる場合があります。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商 号 等 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会
一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会